所定疾患施設療養費の算定状況

所定疾患施設療養費とは？

肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われることです。

尚、対象となる入所者の状態は、次のとおりである。　【　1. 肺炎　　2. 尿路感染症　　3. 帯状疱疹　】

令和4年4月1日　～　令和5年3月31日　　（　実施人数及び実施日数　）

実施月 / 疾患	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日
尿路感染症	4　人 22　日	0　人 0　日	1　人 3　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	1　人 7　日
帯状疱疹	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日
合計	4　人 22　日	0　人 0　日	1　人 3　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	0　人 0　日	1　人 7　日